

令和6年度

琴ヶ浜松原野外劇場改修工事設計監理委託業務特記仕様書

芸西村

琴ヶ浜松原野外劇場改修工事設計監理委託業務特記仕様書

(実施設計)

I 実施主体

1. 実施主体 芸西村
〒781 - 5792
高知県安芸郡芸西村和食甲1262番地
2. 担当課 芸西村企画振興課
〒781 - 5792
高知県安芸郡芸西村和食甲1262番地
☎0887 - 33 - 2114 Fax0887 - 33 - 4035

II 建設概要

1. 業務名称 琴ヶ浜松原野外劇場改修工事設計委託業務
2. 施設名称 琴ヶ浜松原野外劇場
3. 施設場所 高知県安芸郡芸西村和食甲1番地
4. 設計と条件
- (1) 敷地・規制・建設スケジュールの条件
- a.敷地面積 (6,904㎡)
- b.建築条件・その他規制
都市計画区域外
- c.建設スケジュール
令和6年度 設計4月～6月、監理7月～9月
令和6年度 7月～9月改修工事
- (2) 施設の概要
- a.施設の延べ面積 (延べ面積：307.90㎡)
- b.主要構造・階数 (鉄筋コンクリート構造 1階建)
- c.施設の用途 (音楽ホール・練習室)
- (3) 改修工事内容
- a.野外ステージの床板(木)の取り換え
- b.屋上・階段部のステンレス手摺の足元爆裂部の改修、錆落とし
- c.屋外電気設備(コンセント、スイッチ、分電盤等)の腐食部の取り換え
- (4) 概算予算額 2,150万円(税込)以内

設計・監理委託業務特記仕様書
(設計業務)

I 業務概要

1. 実施設計委託業務概要

受託者は、委託者の指示に従い、琴ヶ浜松原野外劇場の改修に係る必要かつ十分な実施設計に関する設計図書の作成と各種申請に関する手続きの実施を行う。

2. 設計図書のまとめ方

設計は、原則として下記によるものとする。(変更もありうる。)

- (1) 建築工事(ウッドデッキ改修工事、ステンレス手摺改修工事)
- (2) 電気設備工事(周辺設備改修工事)
- (3) その他関係工事

3. その他

琴ヶ浜松原野外劇場改修工事設計委託業務及び基本設計図書によるもののほか、設計条件及び追加委託業務については次のとおりとする。

- (1) 「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」を適用する。
- (2) メンテナンスが行い易い形状、施設とすること。
- (3) 最新積算単価の根拠資料の整備。
建設工事の入札時期に合わせて対応すること。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、●印の付いたものは、○印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士

3. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

実施設計

- 建築(意匠)実施設計
 - 建築(構造)実施設計
- 電気設備実施設計
 - 機械設備実施設計

(2) 追加業務

- ・ 不同沈下・液状化・基礎構造の検討資料の作成
- ・ 住宅性能評価業務及び省エネルギー規制措置の届出業務
- ◎建築積算業務 積算数量算出書の作成
積算数量調書の作成
複合単価作成等資料
複合単価（代価表・別紙明細書を含む）等の作成
見積徴収及び見積一覧並びに見積検討資料等の作成
- ◎電気設備積算業務（建築積算業務に準ずる）
- ・ 機械設備積算業務（建築積算業務に準ずる）
- ・ 構造方法、工法等、検討業務
- ・ 確認申請等各種申請手続き業務及び構造計算適合判定等
- ◎建設副産物対策に関するリサイクル計画について
設計にあたって建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）
についての検討を行い設計に反映させるものとする。
- ・ 透視図、概略工事工程表の作成
- ◎最新積算単価の根拠資料の整備。
令和6年度6月頃：建設工事の入札時期に合わせて対応すること。

4. 設計業務の実施

(1) 一般事項

- a. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、担当職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 受託者は設計業務を実施するため、関係官公庁等に諸手続きが必要な場合は、速やかに行う。

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行う。

- a. 業務着手から完了までの間、平面計画・仕上げ等主要部分の立案時、及び担当職員又は管理技術者が必要と認めた時
- b. 全ての設計と条件について、その取扱いについて決定した事項を記録すること。
- c. その他

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとし、基準は全て最新版に記載されたものを採用するものとする。

a. 共通

- ◎建築基準法
- ◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例
- ◎消防法

b. 建築

- ◎建築設計基準
- ◎建築構造設計基準・資料
- ◎構内舗装・排水設計基準・資料
- ◎建築工事標準詳細図
- ◎公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ◎敷地調査共通仕様書
- ◎建築工事設計図書作成基準

c. 設備

- ◎建築設備計画基準
- ◎建築設備設計基準
- ◎公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ◎公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ◎公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ◎公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ◎建築設備設計計算書作成の手引
- ◎公共建築設備数量積算基準
- ◎公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

d. 建築設備積算

- ◎公共建築工事積算基準
- ◎公共建築工事標準単価積算基準
- ◎公共建築数量積算基準
- ◎公共建築工事共通費積算基準
- ◎公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）

(4) 成果物の提出場所（ 芸西村 企画振興課 ）

(5) 成果物の扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(6) その他

会計検査の際は、責任を持って対応することとし、積算根拠等について十分に精査しておくこと。

5.成果物（変更もありうる）

		成 果 物	縮 尺	摘 要
設計業務	一般業務（意匠）	◎ 表紙・図面目録		
		◎ 仕様書		
		◎ 仕様概要書		
		◎ 案内図		
		・ 仕上表		
		・ 面積表及び求積図		
		・ 採光・換気計算書		
		◎ 配置図		
		◎ 平面図		
		◎ 屋根伏図		
		・ 断面図		
		◎ 立面図（各面）		
		・ 矩形図（主要部詳細）		
		・ 展開図		
		・ 天井伏図		
		・ 平面詳細図		
		◎ 部分詳細図		
	・ 建具配置図			
	・ 建具表			
	・ 外構図			
	・ 日影図			
	・ 建築確認申請図面			
	一般業務（構造）	・ 構造設計図		
		（ア）伏図		
		（イ）軸組図		
		（ウ）各部断面図		
		（エ）標準詳細図		
（オ）各部詳細図				
・ 構造計算書				
・ 仕様書				
追加業務	◎ 建築工事積算数量算出書		拾い書	
	◎ 建築工事積算数量調書		内訳書	
	◎ 建築工事費内訳明細書			
	◎ 見積収集、単価作成資料		複合単価作成・見積資料	
	◎ 概略工事工程表			
	◎ 各種技術資料		検討資料	
・ 構造方法、工法検討書				

（注）その他必要と思われる設計図書については、担当職員と協議のうえ決定する。

		成 果 物	縮 尺	摘 要
電 氣 設 備	一 般 業 務	◎ 仕様書		
		◎ 案内図		
		◎ 配置図		
		• 電灯盤結線図		
		◎ 照明器具姿図		
		• 幹線設備・動力設備系統図		(その他盤仕様)
		◎ 電灯JY外設備図 (改修部)		
		◎ 幹線設備・動力設備 (改修部)		
		• 弱電設備系統図		
		◎ 弱電設備図 (改修部)		
	• 確認申請図		消防関係含む	
	• 各種計算書		建築設備計算書作成手引き参照	
	◎ 各種技術資料			
	追 加 業 務	◎ 電気設備工事積算数量算出書		拾い書
		◎ 電気設備工事積算数量調書		内訳書
◎ 電気設備工事費内訳明細書				
◎ 見積収集、単価作成資料			複合単価作成・見積資料	
◎ 各種技術資料 • 構造方法、工法検討書			検討資料	

(注) その他必要と思われる設計図書については、担当職員と協議のうえ決定する。

6. 提出部数

成 果 物	部数	摘 要
a. 設計図書		
◎CADデータ (CAD使用の場合に限る)	1	原則としてCD-Rで提出する。 データ形式は、JWW形式・PDFに変換したものの2種類に分けて作成したもの
・施工何用	0	図面をA4判に紐綴じし、裏表紙、背表紙を付け製本したもの。
・A3判(2つ折り製本)	0	A2版図面の場合
◎A4版(2つ折り縮小製本)	2	
・構造計算書	0	
・確認申請書 及び関連書類の控え	0	電子データ共
b. その他		
◎各種計算書	1	電気設備、機械設備関係
・構造方法、工法検討書	1	
c. 資料		
◎工事積算数量算出書	1	
◎工事積算数量調書 (内訳明細書)	1	(内訳明細書) 電子データ共
◎各種技術資料	1	
・不同沈下等に関する資料	必要 部数	
◎議会・住民説明会等資料	必要 部数	

(注) その他必要と思われる成果物については、担当職員と協議のうえ決定する。

(監理業務)

1. 工事監理に関する一般業務

一般業務の内容は、共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定した項目の他、以下の特記

による。各項目に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。

また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

(1) 工事監理方針の説明等

① 工事監理方針の説明

当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、調査職員に提出し、承諾を受ける。

② 工事監理方法変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、調査職員と協議する。

(2) 設計図書の内容の把握等

① 設計図書の内容を把握し、工事の受注者等に正確に伝えるための業務

② 工事の受注者等との打合せ

計図書について工事の受注者等より疑義があった場合、工事の受注者等と十分に調整のうえ、その結果を調査職員に報告する。

③ 補足図面等の作成

補足図面等の作成とは、必要に応じて設計図書の内容を工事の受注者等に技術的観点から補足し、伝達するための詳細図等の作成に限る。

(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

① 施工図等の検討及び報告

検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について十分留意すること。

② 工事材料、設備機器等の検討及び報告

設計図書の定めにより工事の受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等及びそれらの見本に関し、設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を調査職員に報告する。

③ ②の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、調査職員に報告する。

(4) 工事の確認及び報告

① 設計図書に定めのある方法による確認のほか、立会い確認又は書類確認のいずれかの方法又は両方を併用し、「工事監理ガイドライン（平成21年9月1日 国土交通省住宅局建築指導課）」に準拠し、対象工事に応じた合理的方法により確認を行うこととする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる認められるもの。以下同じ)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への通知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この業務に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託者である芸西村(実施機関)を「乙」は受託者を指す。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。